

## 市営地下鉄ブルーライン脱線事故に係る交通局職員の懲戒処分について

令和元年6月6日(木)の地下鉄脱線事故により、お客様及び市民の皆様多大なご迷惑をお掛けし、信頼を損ねる結果となりましたことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

当事故の発生要因に当局職員の服務規程違反・管理監督者責任があったことから、事故調査委員会での事故原因の調査結果等を踏まえ、次のとおり懲戒処分を行いました。今後は、再発防止に向け、安全第一の意識改革の徹底に努めてまいります。

## 1 処分の考え方

当事故は、作業を行った職員のヒューマンエラーが大きな発生原因ではありますが、「作業責任者の責務と役割を認識させる仕組みや作業手順書の不足」などの組織的課題も事故発生要因であることから、作業実施者だけではなく、責任職に対しても管理監督者責任を問う処分を行っています。

## 2 処分内容

## ■作業実施者処分

所 属	職 名	年 齢	処分内容
技術管理部上永谷保守管理所上永谷電気区	運輸技術職員	50代	停職1月
技術管理部上永谷保守管理所上永谷電気区	運輸技術職員	40代	停職10日

なお、上記2名に加えて、作業実施者1名を文書訓戒としています。

## ■管理監督者処分

補 職 名	職 名	年 齢	処分内容
統括安全管理者	嘱託員	60代	戒告(相当)※
技術管理部長	技術職員	50代	戒告
技術管理部電気課長	技術職員	40代	戒告
技術管理部上永谷保守管理所長	技術職員	50代	減給1号
技術管理部上永谷保守管理所上永谷電気区長	技術職員	50代	減給1号

※嘱託員のため

また、本日付で横浜市交通事業管理者 城 博俊 を市長文書訓戒としております。

【参考】減給1号=1日の平均賃金×100分の50

・減給処分の減給額算出方法：1日の平均賃金=3か月に支払われた賃金の総額÷90日

お問合せ先	
交通局人事課	Tel 045-326-3833 (交通局職員の処分・人事的措置について)
総務局人事課	Tel 045-671-4005 (交通事業管理者の人事的措置について)

## 参考

### 1 事故の概要

令和元年6月6日(木)、市営地下鉄1号線(ブルーライン)上り 湘南台駅5時20分発あざみ野駅行532a列車(6両編成)が、5時22分に下飯田駅を発車後、132.7m走行した地点で激しく揺れたため運転士が非常ブレーキを操作し、その後76.3m走行した地点で停車しましたが、先頭1両目から5両目までのうち、合計16軸が進行方向に向かって左側に脱線しました。

この影響でブルーラインは6月11日(火)10時00分まで、あざみ野駅～踊場駅間の折返し運行となり、多くのお客様に多大なるご迷惑をおかけしました。

### 2 発生原因

前日、6月5日(水)の営業運転終了後に実施した保守作業員による横取り装置の点検時に、事故発生箇所の作業を行った職員(作業責任者)が、横取り装置を本来の位置に戻さず、本線レールに固定したまま検査を終了した結果、当装置に始発列車が乗り上げ、脱線事故が発生してしまいました。また、検査終了後の跡確認も不十分で、他の作業員も横取り装置が本来の位置にないことを確認できませんでした。

当事故の詳細な調査結果については、7月29日(月)に公表した「市営地下鉄ブルーライン脱線事故 調査報告書」を参考ください。